

平成27年12月高浜市議会定例会会議録（第1号）

平成27年12月高浜市議会定例会は、平成27年11月26日
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
(諸報告)
- 日程第3 高浜市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第4 議案第66号 和解について
- 日程第5 議案第67号 高浜市税条例の一部改正について
議案第68号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第69号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第70号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
議案第71号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
議案第72号 高浜市表彰条例の一部改正について
議案第73号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
議案第74号 高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について
議案第75号 高浜市やきものの里かわら美術館の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第76号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
議案第77号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
議案第78号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）
議案第79号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）
議案第80号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
議案第81号 平成27年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番 杉浦康憲

2番 神谷利盛

3番 柳 沢 英 希
5番 長谷川 広 昌
7番 柴 田 耕 一
9番 杉 浦 辰 夫
11番 神 谷 直 子
13番 北 川 広 人
15番 小 嶋 克 文

4番 浅 岡 保 夫
6番 黒 川 美 克
8番 幸 前 信 雄
10番 杉 浦 敏 和
12番 内 藤 とし子
14番 鈴 木 勝 彦
16番 小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

| | |
|-------------------|---------|
| 市 長 | 吉 岡 初 浩 |
| 副 市 長 | 神 谷 坂 敏 |
| 教 育 長 | 岸 上 善 徳 |
| 企 画 部 長 | 加 藤 元 久 |
| 総合政策グループリーダー | 木 村 忠 好 |
| 人事グループリーダー | 野 口 恒 夫 |
| 総 務 部 長 | 新 美 龍 二 |
| 行政グループリーダー | 山 本 時 雄 |
| 行政グループ主幹 | 杉 浦 嘉 彦 |
| 財務グループリーダー | 内 田 徹 |
| 市民総合窓口センター長 | 大 岡 英 城 |
| 市民窓口グループリーダー | 三 井 まゆみ |
| 市民生活グループリーダー | 山 下 浩 二 |
| 税務グループリーダー | 鶯 殿 巖 |
| 福 祉 部 長 | 神 谷 美百合 |
| 地域福祉グループリーダー | 杉 浦 崇 臣 |
| 介護保険・障がいグループリーダー | 竹 内 正 夫 |
| 福祉まるごと相談グループリーダー | 野 口 真 樹 |
| 生涯現役まちづくりグループリーダー | 磯 村 和 志 |
| 保健福祉グループリーダー | 加 藤 一 志 |
| こども未来部長 | 中 村 孝 徳 |
| こども育成グループリーダー | 都 築 真 哉 |
| 文化スポーツグループリーダー | 岡 島 正 明 |

| | |
|--------------|---------|
| 都 市 政 策 部 長 | 深 谷 直 弘 |
| 都市整備グループリーダー | 田 中 秀 彦 |
| 企業支援グループリーダー | 平 山 昌 秋 |
| 都市防災グループリーダー | 芝 田 啓 二 |
| 上下水道グループリーダー | 竹 内 定 |
| 地域産業グループリーダー | 板 倉 宏 幸 |
| 会 計 管 理 者 | 長谷川 宜 史 |
| 学校経営グループリーダー | 内 藤 克 己 |
| 監査委員事務局長 | 杉 浦 義 人 |

職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 森 野 隆 |
| 主 査 | 内 藤 修 平 |

議事の経過

○議長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

12月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案されました諸案件につきまして、議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく、厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（幸前信雄） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成27年12月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成27年12月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中、全員の方に御参集をいただきましてまことにありがとうございました。日ごろより市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

さて、ことしは4年に一度の統一地方選挙の年でございます。

国におきましては、選挙権年齢を18歳以上に引き下げることとする公職選挙法の改正が

なされたところであります。

選挙権年齢につきましては、昭和20年に満25歳以上から満20歳以上に引き下げられて以来、70年ぶりに引き下げられるものであります。このことは、若い世代が政治に関心を持つことの重要性と社会参加を促進し、大人としての権利と責任の自覚がなされることにつながっていくなど、意義深いものであると考えております。

さて、我が国の経済におきましては、直近の日銀定例地域経済報告や内閣府による月例経済報告で、景気については、一部に弱さも見られるが、穏やかな回復基調が続いている、先行きについては、穏やかな回復に向かうことが期待されるが、中国を初めとするアジア新興国等の景気が下振れし、景気が下押しされるリスクがあるとの報告がなされ、今後も予断を許さない状況が続くものと考えております。

その中、全国各地で公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、総務省では、各自治体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する総合管理計画を策定するよう要請がなされております。

本市におきましては、公共施設の老朽化対策は喫緊かつ最重要課題と捉え、今後の公共施設のあり方について、いち早く取り組み、検討を進めてまいりました。この取り組みを将来にわたって着実に進めていくための体制づくりとして、さきの議会では公共施設マネジメント基本条例を御可決いただいたところであります。

そして、この取り組みの一つであります市庁舎整備につきましては、先月、新庁舎の起工式が行われ、工事に着手したところで、公共施設のあり方の取り組みの第一歩を踏み出したところであります。

また、今月からは、公共施設のあり方について、小学校区ごとの公共施設のあり方や、昨年策定いたしました推進プランの見直し、新しい病院のあり方などについての市民説明会も始まり、高浜市を次世代へつなぐために、市民の皆様にはわかりやすく情報を提供し、より一層の御理解をいただき、問題意識の共有や、いただいた御意見から、互いに知恵や工夫を出し合って、市民の皆様の財産である公共施設を賢く使っていくことを進めてまいります。

物の豊かさを追求してきた成長社会は、少子高齢化や人口減少の影響などにより、これまで日本が一貫して追求してまいりました物質的な富の拡大という目標を望んでいくことは難しい状況であります。物の豊かさに満足してきた成長社会から、幸せを実感できるような成熟社会への転換が必要になると考えるところであります。

成熟社会に転換するためには、将来を担う子供たちの成長なくしてはなし得ません。

一例ではございますが、子ども・若者成長応援事業では、市民映画の制作に取り組んでまいりました。スタッフ、キャストに限らず、多くの市民の皆様に御参加をいただきました市民映画「タカハマ物語2 心のツバサ」では、3月にクランクインし、夏から本格撮影が開始され、今

月、撮影が終了いたしました。あらゆる場面で子供たちが活躍をし、大人たちが支える形で活動が展開されたこの映画には、映画制作を通じたさまざまな活動と体験から、みずから考えて行動し、高浜について知り、愛着を持って未来へと大きく羽ばたいてほしいとの願いが込められたものであります。

こうした活動を通じて、人と人とのきずなが深まっていったことなどは大変明るい材料であり、今後の地域づくりにもつながっていくものと期待をしております。

私たちのまち高浜で、人の輪を広げて、みんなの力を合わせ、市民が主役のまちづくりを実現できるよう、今後とも全力で取り組んでまいる所存でございます。

次に、本日提案をさせていただきます案件でございますが、一般議案10件、補正予算6件の合計16件を御審議いただくものでございます。議案の詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時6分開議

○議長（幸前信雄） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（幸前信雄） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、7番、柴田耕一議員、9番、杉浦辰夫議員を指名いたします。

○議長（幸前信雄） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました平成27年12月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る9月18日及び11月16日に議会運営委員会を委員全員出席のもとに開催いたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は、本日より12月18日までの23日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、本日は、高浜市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙後、議案第66号を即決で願い、続いて議案の上程、説明を受けます。

12月2日及び3日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

12月7日に議案第67号から議案第75号の条例関係及び議案第76号から議案第81号までの補正予算関係について、総括質疑、委員会付託を行います。

総務建設委員会については、議案第67号から議案第69号、議案第76号から議案第78号、議案第80号及び議案第81号の8議案と陳情第9号、第14号、第15号の3陳情を付託、福祉文教委員会については、議案第70号から議案第76号及び議案第79号の8議案と陳情第10号から陳情第13号の4陳情を付託、公共施設あり方検討特別委員会については、議案第76号を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

なお、各常任委員会及び特別委員会の日程につきましては、既にお手元に配付してあります会期及び会議日程のとおりですので、御承知いただきますようお願いいたします。

この12月定例会が円滑に進行できますよう、格段の御協力をお願い申し上げまして報告といたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月18日までの23日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの23日間と決定いたしました。

ここで諸般の事項について御報告いたします。

本日までに陳情書7件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり所管の常任委員

会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

次に、9月までの一般会計、特別会計及び企業会計の月例出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管してありますので、随時ごらんをお願いいたします。報告事項は以上であります。

○議長（幸前信雄） 日程第3 高浜市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、議長から指名することに決定いたしました。

初めに、高浜市選挙管理委員会委員に神谷正典氏、平松正博氏、神谷敏子氏、板倉圭子氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した4名を高浜市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した4名が高浜市選挙管理委員会委員に当選されました。

続いて、高浜市選挙管理委員会委員補充員に、中川佳子氏、伊藤信夫氏、鈴木みどり氏、岩月正二氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した4名を高浜市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した4名が高浜市選挙管理

委員会委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。

補充の順序は、議長が指名した順序にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

○議長（幸前信雄） 日程第4 議案第66号 和解についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） おはようございます。

それでは、議案第66号 和解について御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、本年9月定例会において、借上公共賃貸住宅の家賃等の支払いに係る訴えの提起の専決処分として御報告申し上げました高浜市借上公共賃貸住宅の家賃滞納事件につきまして、9月14日に口頭弁論が行われました結果、10月22日に裁判所より和解案が提示されました。

つきましては、11月30日の和解期日に先立ち、和解案のとおり和解する交渉を行うことについて、地方自治法第99条第1項第12号の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものです。

では、和解案の概要について御説明いたします。

まず、相手方は、本市に対し、借上公共賃貸住宅の滞納家賃等641万1,250円及びこれに対する支払い済みに至るまで年5%の割合による遅延損害金の支払い義務があることを認めること。

次に、相手方は、これらの支払い義務のある金員のうち330万円を毎月5万円ずつ分割して市に支払うこと。

また、相手方は、分割支払いが一度でも滞った場合は、直ちに滞納家賃から既に支払った金額を控除した額の金員及びこれに対する支払い済みに至るまで年5%の割合による遅延損害金を直ちに支払うこと。

本市は、相手方が330万円分の分割支払いを滞ることなく終えたとき、本件に関して、その余の支払い義務を免除することとさせていただきます。

なお、これらの和解案は、相手方が滞納家賃を一括して支払うことが困難な状況であることから、裁判所より提示されたものでございます。

議案第66号に関する説明は以上のとおりです。慎重御審議の上、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） これより質疑に入ります。

3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません、ちょっと教えてほしいんですけども、この方が滞納するに陥った何か理由とか、もしわかっていれば教えていただきたい。

○議長（幸前信雄） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 訴訟に至るまでの経緯でございますが、滞納が始まったのは平成15年11月から平成23年11月までとなっておりまして、この間、それ以前よりお住まいだったんですが、この15年11月を境に仕事ができなくなったということを先方は申し立てしております。

以上でございます。

○議長（幸前信雄） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） いろんなケースの方がみえると思うんですけども、例えば、市のほうで今後またこういうふうな滞納がちょこちょこ見られるよといった方に対して、早期にいろいろと話をしに行ったり、いろいろ手を打ってみえると思うんですけども、どういうふうな、今後こういうふうなことが起きないように取り組んでいかれるのか、そこら辺をまた聞かせていただければと思います。

○議長（幸前信雄） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 実は、現在、高額滞納者というふうに定義してございますが、いわゆる100万円以上の滞納者の方が10名ほどございます。この方たちにつきましては、市営住宅の使用料というものが、実は民間のアパート経営の方と同様に民事扱いになるということになります。したがって、強制執行権を伴う民事の手続をする上で、やはり裁判というものを生じないといけないということになってございます。

当然、我々、いきなり裁判をするわけではございませんで、法的根拠を持った、強制権を伴った支払い督促という制度を活用した上で、なお一層先方からの支払いが滞った場合については裁判を行っていくと、このような形で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（幸前信雄） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（幸前信雄） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（幸前信雄） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（幸前信雄） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第66号 和解について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、議案第66号は原案を可決することに決定いたしました。

○議長（幸前信雄） 日程第5 議案第67号から議案第75号を会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第67号から議案第68号の2議案について御説明申し上げます。

別添の参考資料及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

では初めに、議案第67号 高浜市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、地方税法に条例委任事項が設けられたことに伴う猶予制度の見直し及び個人の市民税に係る寄附金税額控除の適用の対象となる特定非営利活動法人の追加を行うものであります。

まず、猶予制度の見直しについて御説明申し上げます。

今回の改正の趣旨は、平成26年度税制改正において、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われました。

これを受け、地方税の猶予制度についても所要の見直しが行われることとなり、平成27年度の税制改正において地方税法が改正され、納税者の申告による換価の猶予制度が創設されるなど、平成26年度の国税の改正を踏まえたものとなっておりますが、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、猶予に係る担保の徴取基準など一定の事項については各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされたことから、高浜市税条例に規定を追加するものであります。

それでは、改正の概要について、順次御説明申し上げます。

まず、徴収猶予に係る徴収金の分割納付または分割納入の方法を定める第10条関係では、徴収の猶予及び猶予期間の延長をする場合の徴収金の納付または納付の方法は、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情から見て合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納付させるものとするを規定しております。

次に、徴収猶予の申請手続等を定める第11条関係では、当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付等できない事情の詳細、徴収金の年度、税目、納期限及び金額、猶予を受けようとする金額、期間、分割の方法により納付または納入を行うかどうか、担保の必要要件などの申請書記載事項

の規定及び災害などの事実を証する書類を初め財産目録や担保の提供に関する書類などの添付書類を規定するとともに、徴収の猶予及び猶予期間の延長の申請書の補正をすることができる期間は、当該補正をすべき旨の通知を受けた日から20日以内とすることを規定しております。

次に、職権による換価の猶予の手續等を定める第12条関係では、職権による換価の猶予または猶予期間の延長をする場合において、市が提出を求めることができる書類について規定しております。

次に、申請による換価の猶予の申請手續等を定める第13条関係では、換価の猶予の申請をすることができる期間は、徴収金の納期限から6カ月以内とすること、及び換価の猶予及び猶予期間の延長の申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類を定めることとすることを規定しております。

次に、担保を徴収する必要がない場合の規定を定める第14条関係では、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予を受けた期間が3カ月以内である場合などは担保を徴しない旨を規定しております。

次に、寄附金税額控除を定める別表関係では、市民税の寄附金税額控除の範囲の拡大となる特定非営利活動法人を新たに1件指定するものであります。指定する特定非営利活動法人「ふれ愛・ぽーと」は、親子に対し、子育て支援に関する事業を行い、子育てに係る問題の改善や解決を図り、親の自立と健やかな子供の育ちの推進に寄与することを目的に設立されたNPO法人であります。

なお、本条例の施行期日につきましては、附則第1条で平成28年4月1日から施行することとしております。

ただし、別表の改正規定については、公布の日から施行することとしております。

そのほか、経過措置といたしまして、第2条で徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置を、第3条で市民税に関する経過措置をそれぞれ設けております。

続きまして、議案第68号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、平成27年3月31日に契約満了を迎えた借上公共賃貸住宅ロイヤル八幡を廃止するものでございますが、平成26年度中に退去した賃借人の過失による破損の原状回復費用をめぐり、賃借人と建物所有者、市の三者の協議が返還期限である平成27年3月31日以降も継続されていたことから、条例の廃止期間を見送ってまいりましたが、このたび、関係三者の合意が調い、返還に伴う懸案がなくなりましたので、当該物件のロイヤル八幡を別表から削除する条例の一部改正を提案するものでございます。

以上、議案第67号、第68号の御説明をさせていただきましたが、慎重御審議の上、何とぞ原案のとおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（幸前信雄） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第69号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案参考資料の3ページ、4ページ及び新旧対照表もあわせて御参照ください。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令が本年9月30日に公布され、10月1日から施行されております。

この改正令によりまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正が行われたことに伴い、公務災害補償として支給する年金の額について、他の法律による給付が受けられる場合に行う併給調整を規定するほか、所要の規定についても整備をいたすものでございます。

改正の内容は、本年10月1日から地方公務員が加入する共済年金制度が厚生年金保険制度に統合されたことにより、旧共済組合員期間を有する者が本年10月1日以降に新たに公務災害補償の新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなります。

これを受けて、公務災害として支給する損害補償及び休業補償について、当該損害補償の受給権者が、同一の事由により、厚生年金保険法等の他の法令による障害年金、遺族年金等の社会保障給付の支給を受ける場合には、公務災害補償としての年金たる補償の額に係る併給調整について、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正規定に合わせるため、附則の第5条第1項から第6項について必要な改正を行うものでございます。

なお、附則において、公布の日から施行することといたし、改正後の条例の規定は、本年10月1日から適用し、経過措置を附則第2項及び第3項において定めております。

附則第2項は、改正後の条例の規定については、適用日以降に生じた事由による損害補償及び同日以降の期間に係る損害補償について適用し、同日前に生じた事由に係る損害補償等については、なお従前の例によることといたしております。

附則第3項は、改正前の条例附則第5条の規定に基づき支給された年金たる損害補償等に係る内払いに関する規定でございます。

説明は以上でございます。原案のとおり御可決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、議案第70号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案参考資料の4ページをあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下「番号法」と申し上げますが、この法律の施行に伴い、来年1月から個人番号の利用が始まることを

受け、市が、番号法第9条第1項に規定されております番号法別表第1に掲げられている事務以外の事務で、福祉、保健もしくは医療その他の社会保障、地方税または防災に関する事務を処理するために個人番号を利用しようとするときは、同条第2項の規定に基づき、その事務をあらかじめ条例で定めることとされていることから、本条例を制定するものであります。

まず、第1条は趣旨規定で、この条例の趣旨を番号法第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとするとしております。

第2条は、この条例で使用いたします主な用語の定義について定めるもので、第1号から第4号まで、個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者及び情報提供ネットワークシステムの4つの用語について、それぞれ番号法の定義規定を引用する形で規定いたしております。

第3条は、市の責務に関する規定で、市は、個人番号の利用に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施することといたしております。

第4条は、個人番号の利用範囲について定めるもので、第1項は、個人番号を独自利用する事務として、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、庁内連携により個人番号を独自利用する事務として、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務といたすものであります。

また、第2項は、庁内連携により同一機関内で個人番号を独自利用する事務について定めるもので、別表第2の左欄に掲げる機関が、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる当該機関が保有する特定個人情報を利用することができることといたすものであります。

ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他市町村などの個人番号利用事務実施者から特定個人情報の提供を受けることができる場合は、庁内連携による特定個人情報の利用事務の範囲から除くことといたしております。

第3項は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務について、庁内連携により、みずから保有する特定個人情報を利用することができることを規定するもので、第2項と同様、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を受けることができる場合は、庁内連携による特定個人情報の利用事務の範囲から除くことといたしております。

第4項は、庁内連携により特定個人情報が利用できる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の情報を含む書面の提出を義務づけているときは当該書面の提出があったものとみなすもので、証明書等の提出を省略できることといたすものであります。

第5条は委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものであります。

次に、別表第1に規定する事務でございますが、第4条第1項に規定する個人番号を独自利用する事務として、高浜市障害者扶助料支給条例による障害者扶助料の支給に関する事務、高浜市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当または国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当に愛知県が加算して支給する手当の支給に関する事務、以上の3事務に係る規則で定める事務について、個人番号を独自利用することとするものであります。

また、別表第2でございますが、第4条第2項に規定する庁内連携による個人番号を独自利用する事務について規定するもので、別表第1に掲げる3事務について、それぞれ別表第2の右欄に掲げる保有特定個人情報を独自利用することとするものであります。

最後に、附則におきまして、この条例の施行期日を、番号法の施行期日に合わせ、個人番号の利用が開始されます平成28年1月1日からといたしております。

以上で議案第70号の説明を終わります。

続きまして、議案第71号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の5ページ及び新旧対照表をあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令が本年9月30日付で公布され、10月1日から施行されておりますが、この改正令の第8条におきまして、地方公務員災害補償法施行令が一部改正されたことを受けて、公務災害補償として支給する年金の額について、他の法律による給付が受けられる場合に行う併給調整に関する規定を整備いたすものであります。

改正の内容でございますが、本年10月1日から地方公務員が加入する共済年金制度が厚生年金保険制度に統一されたことにより、旧共済組合員期間を有する者、これは昭和37年以前に在職した者となりますが、この者が本年10月1日以後に新たに公務災害補償の裁定を受ける場合には、原則として厚生年金が支給されることとなります。

これを受けまして、公務災害として支給する傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金及び休業補償に関し、同一の事由により厚生年金保険法等の他の法律に基づく障害厚生年金、遺族厚生年金等が支給される場合に行う公務災害補償としての年金たる補償の額に係る必要な併給調整について、地方公務員災害補償法施行令の改正規定に合わせるため、附則第5条第1項の表及び第2項の表をそれぞれ全部改正するものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は本年10月1日から適用することとするほか、附則第2項から第4項までにおいて、必要な経過措置を定めております。

附則第2項は、改正後の条例の規定については、適用日以後に生じた事由による補償及び同日

以後の期間に係る補償について適用し、同日前に生じた事由に係る補償等については、なお従前の例によることといたしております。

附則第3項は、公務もしくは通勤による傷病の初診日が適用日前で、障害認定日が適用日以後である場合において、障害厚生年金及び障害補償年金が支給されるときには、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定を適用しないこととするもので、遺族厚生年金及び遺族補償年金の併給についても同様といたすものであります。

附則第4項は、改正前の条例附則第5条の規定に基づき支給された年金たる補償等に係る内払いに関する規定でございます。

以上で議案第71号の説明を終わります。

続きまして、議案第72号 高浜市表彰条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の5ページ及び新旧対照表をあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、本年4月から教育長の身分が特別職とされたことに伴い、第4条で規定いたしております市政功労表彰に係る教育長の取り扱いを見直すものであります。

これまでの教育長につきましては、その身分が教育委員であったため、地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員という扱いであったことから、15年以上の在職期間が必要でありましたが、今回、特別職と位置づけられたことを受けて、副市長として12年以上在職した者に合わせるため、第4条第1項各号に新たに教育長を追加し、在職期間を12年以上とするものであります。

また、第5条及び第10条の改正は、第4条の改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

最後に、附則におきまして、この条例の施行期日を公布の日からとし、改正後の条例の規定は本年4月1日から適用することといたしております。

以上で議案第72号の説明を終わります。

続きまして、議案第73号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の5ページ及び新旧対照表をあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、高浜南部まちづくり協議会からの要望書の提出を受けまして、高浜南部公民館を南部第2ふれあいプラザに転用するために、関係する高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例、高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例及び高浜市使用料及び手数料条例の3本の条例を改正するものであります。

改正の内容でございますが、第1条の高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、市立公民館の名称及び位置について定めております第2条第2項の表から高浜市立高浜南部公民館を削ることとするものであります。

次に、第2条の高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正でございま

すが、コミュニティプラザの名称及び位置について定めております第2条の表に、新たに高浜市南部第2ふれあいプラザを追加するとともに、コミュニティプラザにおいて行う事業について定めております第3条の改正では、それぞれのプラザで行う事業を各プラザごとに表で規定いたしておりましたものを、今回の改正に合わせて各号列記により規定する方法に改めるものであります。

また、第4条の改正は、利用の許可を受けるコミュニティプラザの施設として、第1項の表に新たに高浜市南部第2ふれあいプラザの会議室等を追加するもので、このほか、第12条の改正は、第3条の改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

次に、第3条の高浜市使用料及び手数料条例の一部改正でございますが、別表第1に、新たに南部第2ふれあいプラザの会議室等の使用料に関する規定を追加するとともに、同表から高浜南部公民館に係る会議室等の使用料に関する規定を削除するものであります。

最後に、附則におきまして、この条例の施行期日を平成28年4月1日からといたしております。

以上で議案第70号から議案第73号までの説明を終わります。いずれの議案につきましても、何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第74号 高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の6ページ、新旧対照表もあわせてごらんください。

本案は、これまで本市が他市に先駆け取り組んできた障がい者施策を今後も維持するとともに、増大する障害福祉サービス給付費への対応を図るため、障害者扶助料の支給要件や加算などを改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の改正では、障がいのある方がグループホームに入居するために市外に転出した場合、同種の給付を受けることができる場合を除き、扶助料の支給対象とする一方、市内のグループホームに入居するために市外から転入した場合については扶助料を支給しないことといたしております。

第2条の改正では、支給しない要件に、障害者となった日において年齢が65歳以上であるときを加えるほか、加算を廃止いたしております。

また、扶助料の支給を停止する場合の基準となる所得を地方税法の規定による市町村民税が課税される場合に改めるほか、新たな停止要件として、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当及び愛知県在宅重度障害者手当の支給を受ける場合を加えております。

なお、附則におきまして、第1条のグループホームに係る規定については公布の日から、第2条の規定については平成28年4月1日の施行とし、施行日前から扶助料の支給を受けている者については、今回新たに規定した年齢要件は適用しないことといたしております。

説明は以上でございます。

○議長（幸前信雄） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） それでは、議案第75号 高浜市やきものの里かわら美術館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、高浜市やきものの里かわら美術館の指定管理者について候補者を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決をお願いするものであります。

指定したい管理者は、乃村工藝社・NTTファシリティーズ美術館運営共同事業体であり、代表構成団体は、東京都港区台場2丁目3番4号を所在地とする株式会社乃村工藝社、代表取締役社長、榎本修次氏であります。

なお、指定の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

説明は以上であります。原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 日程第6 議案第76号から議案第81号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、議案第76号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第3回）につきまして御説明を申し上げます。

初めに、補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,547万1,000円を追加し、補正後の予算総額を145億121万9,000円といたすものであります。

次に、8ページ、繰越明許費をお願いします。

8款2項道路橋りょう費の道路橋りょう修繕工事業につきまして、年度内の完了が見込めないことから、平成28年度に繰り越しをいたすものであります。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

補正予算説明書の44ページをお願いいたします。

13款1項1目民生費国庫負担金及び14款1項1目民生費県負担金の社会福祉費負担金の増額は、障害者自立支援給付事業における介護給付・訓練等給付費の増加に伴うものでございます。また、児童福祉費負担金は、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、国の予算体系が見直されたことに伴う予算の組み替えを行うものであります。

46ページをお願いいたします。

14款2項5目商工費県補助金は、高浜商店振興会が実施する事業が、愛知県のげんき商店街推進事業に採択されたことに伴い、新たに計上するものであります。

16款1項2目民生費寄附金は、株式会社おとうふ工房いしかわ様よりいただきました食育推進事業指定寄附金を計上いたしております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

まず、人事交流などに伴う職員人件費の補正は、74ページ以降の給与費明細書にございますので、説明を省略させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、50ページをお願いいたします。

2款1項19目諸費における社会福祉費支給事業等補助金返還金は、会計検査院の实地検査により返還することとなりました障害者自立支援給付費国及び県負担金返還金と社会資本整備総合交付金返還金が主なものでございます。

次に、54ページをお願いいたします。

2款8項1目基金費の基金運用事業では、基金利子の積み立てと、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金積立金の減額を行うものであります。

3款1項3目障害者在宅・施設介護費の障害者自立支援給付事業では、主に障害福祉サービスの受給者数の増加などにより、介護給付・訓練等給付費を増額いたしております。

56ページをお願いいたします。

3款1項6目高齢者在宅・施設介護費の老人保護措置事業では、老人ホーム入所者数の増加により、老人保護措置費を増額いたしております。

3款1項17目国民健康保険事業費、19目介護保険事業費、20目後期高齢者医療事業費では、各特別会計における職員人件費の増減などにより、繰出金の補正を行うものであります。

次に、58ページをお願いいたします。

3款2項2目保育サービス費、保育園管理運営事業の民間保育所運営委託料及び施設型給付費、3目家庭支援費、家庭的保育推進事業の地域型保育給付費の増額は、保育園及び認定こども園の運営に係る地域区分が変更されたことに伴うものであります。

62ページをお願いいたします。

7款1項2目商工業振興費の商店街活性化事業では、先ほど、歳入、県支出金において申し上げました高浜商店振興会への事業費補助金を、また65ページの経営近代化支援事業では、中央公民館の解体により商工会館の移転が必要となりますことから、高浜市商工会館物件補償調査業務委託料を新たに計上いたすものであります。

8款2項1目生活道路新設改良費の道水路維持管理事業では、清吉橋の工事費を増額し、市道新設改良事業では、市道港線における土地購入費を増額いたしております。

次に、68ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費の小学校維持管理事業では、高浜小学校整備事業において事業者の公募を行うに当たり、敷地の境界を確定させることが必要となることから、高浜小学校土地境界測

量業務委託料を計上いたしております。また、来年度、高浜小学校及び吉浜小学校においてクラスが増が見込まれますことから、教室改修工事費、備品購入費などを計上いたしております。

最後に、72ページをお願いします。

12款公債費では、会計検査院の实地検査により返還することとなりました社会資本整備総合交付金の一部返還に伴い、関連する地方債の一部について繰上償還を行うものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第77号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算からそれぞれ4,210万2,000円を追加し、補正後の予算総額を41億4,909万4,000円といたすものでございます。

補正予算説明書92ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

2款国庫支出金は、歳出、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の増額に伴う収入実績見込みにより、8,015万5,000円を増額いたすものであります。

4款前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの通知額に基づき、6,864万1,000円を減額いたすものであります。

5款県支出金は、歳出、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の増額に伴う収入実績見込みにより、2,003万8,000円を増額いたすものであります。

8款1項1目一般会計繰入金は、人件費の増額等に伴い、1,055万円を増額いたすものであります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

94ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、人事交流による人件費の増額等に伴い、1,055万円を増額いたすものであります。

2款1項療養諸費は、年間の保険給付費の実績見込みに基づき、7,176万4,000円を増額するもので、内訳といたしまして、1目一般被保険者療養給付費を1億5,331万1,000円増額、2目退職被保険者等療養給付費を7,570万8,000円減額、3目一般被保険者療養費を446万7,000円減額、4目退職被保険者等療養費を137万2,000円減額いたすものであります。

2款2項高額療養費は、年間の給付実績見込みに基づき、762万4,000円減額するもので、内訳といたしまして、1目一般被保険者高額療養費を1,549万1,000円増額するとともに、2目退職被保険者等高額療養費を2,311万5,000円減額いたすものであります。

96ページをお願いいたします。

3款1項1目後期高齢者支援金は、社会保険診療報酬支払基金からの通知額に基づき、407万4,000円を減額いたすものであります。

4款1項前期高齢者納付金等は、社会保険診療報酬支払基金からの通知額に基づき、3万6,000円を減額するもので、内訳といたしまして、1目前期高齢者納付金を3万3,000円、2目前期高齢者関係事務費拠出金を3,000円減額いたすものであります。

6款1項1目介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金からの通知額に基づき、943万7,000円を増額いたすものであります。

9款1項1目支払準備基金積立金は、今回の補正に伴う財源調整のため、3,799万8,000円を減額いたすものであります。

98ページをお願いいたします。

11款1項3目償還金は、前年度精算額の確定に伴う返還金として、8万3,000円を増額いたすものであります。

以上で議案第77号についての説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（幸前信雄） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第78号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の17ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ135万3,000円を減額し、補正後の予算総額を14億3,300万円とするものでございます。

説明書の110ページをお願いいたします。

歳入、5款1項1目一般会計繰入金135万3,000円の減額は、人事交流によります人件費の減額補正等に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

続きまして、112ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目一般管理費691万1,000円の減額は、職員の退職及び人事交流等によるものでございます。

1款2項1目下水道建設費555万8,000円の増額は、人事管理事業で、職員の人事交流等によるもの55万8,000円の増額と、汚水施設建設事業、13節委託料は、10月に国土交通省からハイセラミック管の破損に伴う事案について、緊急点検の依頼がありましたので、その調査を委託するために500万円の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（幸前信雄） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第79号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予

算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書23ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ5,472万1,000円を追加し、補正後の予算総額を25億3,702万円にするとともに、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ423万5,000円を減額し、補正後の予算総額を4,104万1,000円といたすものであります。

補正予算説明書126ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、3款1項1目介護給付費負担金、2項1目調整交付金、4款1項1目介護給付費交付金、5款1項1目介護給付費負担金、128ページの7款1項1目一般会計繰入金は、いずれも歳出の施設介護サービス給付費の実績見込みによる増額が主なものでございます。

130ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、職員の人事交流等により増額いたすものでございます。

2款1項3目施設介護サービス給付費、6項1目特定入所者介護サービス費は、介護老人福祉施設や介護老人保健施設など施設利用者の増に伴い、増額いたすものでございます。

146ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1款1項1目介護予防給付手数料は、実績見込みにより、介護予防プラン作成委託料を減額いたすものでございます。

148ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款1項1目介護予防支援事業費では、実績見込みにより、介護予防支援事業委託料を減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第80号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書の31ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算からそれぞれ32万1,000円を追加し、補正後の予算総額を4億6,053万9,000円といたすものでございます。

補正予算説明書の160ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

3款1項1目一般会計繰入金は、歳出、職員給与費等の増額等に伴い、32万1,000円を増額いたすものであります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

162ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、人事交流による人件費の増額等に伴い、32万1,000円を増額いたすものであります。

以上、議案第80号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第81号 平成27年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

水道事業会計補正予算書（第1回）の3ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

収入は、第1款水道事業収益、第2項営業外収益で、2目1節の他会計補助金で人事交流等による児童手当を24万円減額し、5目長期前受金戻入を12万8,000円増額することから、予定額を11万2,000円減額し、8億4,520万3,000円とするものでございます。

支出は、第1款水道事業費用、第1項営業費用で、主に人事交流に伴う人件費等の補正及び減価償却費等の確定によるもので、予定額を1,169万8,000円減額し、7億4,493万9,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額について補正をするものでございます。

第1款資本的収入、第4項補助金で、国庫補助事業に係る補助金の内定通知額による補正で、予定額を362万6,000円減額し、1億69万9,000円とするものでございます。

なお、当初予算第4条本文中括弧書きの中を、資本的収入が資本的支出に対して不足をする額を2億3,896万7,000円から2億4,259万3,000円とし、過年度分損益勘定留保資金を1億2,796万2,000円から1億3,158万8,000円にそれぞれ改めさせていただくものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めています職員給与費842万9,000円を減額し、6,236万4,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 以上をもって、本日の日程を全部終了いたしました。

再開は、12月2日午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時5分散会
